

令和5年度国保会館清掃委託契約  
要件書

沖縄県国民健康保険団体連合会

## I 委託業務

- 1 日常清掃
- 2 ワックス清掃
- 3 窓ガラス清掃

## II 契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

ただし、契約期間満了日の1ヶ月前までにどちらか一方から何らかの意思表示のない場合は、令和10年3月31日を限度に契約を自動更新する。その際、価格変更がある場合は、双方協議のうえ、改定を行う。

なお、本会は令和6年度以降の予算において委託内容に係る予算が減額又は削除された場合、契約を変更又は解除することができる。

## III 委託業務の詳細

### ① 一般事項

(ア) 貴社が定める制服を着用し、身だしなみに注意すること。

(イ) 本仕様書に定めのない業務については、別途協議を行い取り決めることとし、軽微な事項については本会の指示に従うものとする。

### ② 日常清掃

#### (ア) 清掃範囲

玄関、ロビー、廊下、オープンスペース、階段、便所、会議室、役員室、給湯室、駐車場、建物周辺

#### (イ) 配置人員

1名とする。

#### (ウ) 清掃時間

平日の8時から16時半までとする。

#### 清掃要領

##### <清掃>

イ) 便所以外の汚れた床面は、除塵したのち水拭きする。

ロ) 降雨時等、床面が濡れて滑りやすい場合は、乾いたモップで拭き取る。

ハ) 玄関、出入口のドア及びガラスは、水・洗剤拭き等により常にきれいにする。

ニ) 廊下、給湯室のくず入れは、常に巡回し、適切な処理を行う。

ホ) 窓枠、壁周り、階段の手すり等は会館利用者に不快を与えないようにする。

ヘ) ソファ、テーブル及び机は、水拭き清掃で清潔にし、汚れが著しいときは、適切な洗剤を用いて拭き清掃を行い、常にきれいにする。

ト) 便所の床面は除塵したのち水拭きし、汚れが著しいときは適切な洗剤で洗浄する。

チ) 便所の衛生陶器、壁、化粧台及び鑑は、洗剤又は適切な薬品を用いて洗浄及び消毒を行う。なお、消毒及び消臭に必要な経費は本会負担とする。

- リ) 便所のトイレットペーパー、手洗い洗剤（石鹼）の補充は随時適切に行う。  
なお、トイレットペーパー、手洗い洗剤（石鹼）の経費は本会負担とする。
- ヌ) 金属部分は、研磨剤を用いて光沢を保つようにすること。

<塵芥搬出>

- ル) 廊下、給湯室のくず入れあるいはその他の場所から出たゴミの搬出処理は随時適切に行い、1階軒下の特定の場所に集積する。集積した事業系ゴミ（一般廃棄物、産業廃棄物等）は、週3回搬出作業を行う。なお、集積場所には大きなゴミ箱を設置するなどして、外来者から見えにくいよう工夫すること。
- ヲ) 週3回の搬出時には、大きなゴミ箱周辺のゴミも併せて収集すること。

③ 床面ワックス清掃

(ア) 清掃範囲

事務所内、会議室内、玄関、ロビー、廊下、オープンスペース、階段、便所、給湯室

清掃時時期等

本会の業務に支障のない日時（土・日・祝日）を設定し、2ヶ月に1回実施する。

(イ) 清掃要領

- イ) 化学タイル床面は材質にあった洗剤を使用して洗浄し、洗浄後は水モップで拭き、良質の樹脂ワックスを塗布し、艶出し仕上げを行うこと。
- ロ) テラゾー・磁器タイル床面は材質にあった洗剤を使用してワイヤーブラシ等で洗浄し、洗浄後は水洗い及び乾拭き仕上げを行うこと。

④ 窓ガラス清掃

(ア) 清掃範囲

(イ) 清掃範囲 国保会館全ての窓ガラス両面清掃時期等

本会の業務に支障のない日時（土・日・祝日）を設定し、年に1回実施する。